

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 18 日

津別町長 佐藤 多一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

津別町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 100 経営体、法人 36 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に担い手が確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者又は農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は必要に動じて農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

小麦・てん菜・馬鈴薯を中心とした経営と玉ねぎを加え畑作専業農家及び酪農、肉牛生産の畜産農家における中心となる経営対を中心とし地域農業を形成する。

中心となる経営体以外の農家については、今後規模を縮小し、営農を継続する。

畜産と畑作の複合及び畑作専業から野菜などを高収益作物を取り入れ経営の安定を目指す。複数戸法人など大規模経営については雇用の確保を図りつつ消費者等との繋がりを拡大し、6次産業化の拡大を図る。

国営農地再編整備事業等基盤整備事業を活用し、安定的な生産確保と生産性の向上を目指す。